

写

栃 労 発 基 1104 第 1 号
平成 2 8 年 1 1 月 4 日

各関係団体の長 殿

栃 木 労 働 局 長

死亡労働災害等増加に係る緊急要請について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年の栃木労働局管内における労働災害の発生状況は、年度当初において、死亡労働災害が多発するなどの非常事態となったことから、平成 2 8 年 6 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの期間を「緊急労働災害防止対策強化期間」とし、貴団体を始め多くの関係機関や事業主等の協力を得ながら労働災害防止に係る各種取組の強化を図ってきたところであります。

その結果、平成 2 8 年 9 月末における休業 4 日以上の労働災害は、1,196 人と前年同期より 0.5% 減少するなど一定の成果が得られましたが、死亡災害は 15 人と前年同期より 2 人増加しているなど、依然として看過できない状況が続いています。

そこで、栃木労働局としましては、下記のとおり再度「緊急労働災害防止対策強化期間」を設定し、年末年始における労働災害防止対策と合わせ、取組の強化を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、会員事業場に対して、その内容を周知していただくとともに、適切に御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

1 期間

平成 2 8 年 1 1 月 1 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日まで

2 実施する事項

(1) 栃木労働局の実施する事項

局署幹部による安全啓発指導

災害多発業種・事業場に対する監督指導等

年末・年始無災害運動の周知徹底

(2) 各団体及び会員事業場等において実施する事項

別紙要綱における記の 2 の各項目

緊急労働災害防止対策強化期間実施要綱

～ 死亡労働災害等多発に係る緊急要請～

平成28年11月1日

栃 木 労 働 局

過去5年間の労働災害の発生状況を見ると、11月から2月までの間に発生した労働災害は全体の35%（死亡労働災害では43%）を占めており、特に年末年始を含む12月から1月にかけて発生したものの割合は全体の21%（死亡労働災害では28%）に上ることから、今後、重篤な災害の発生が懸念される。

労働災害が発生する背景としては、総じて安全衛生管理体制やリスクアセスメント等の実施状況に問題が認められることが多く、基本的な災害防止対策を講じていないものが散見されるため、下記の事項について取組みを徹底し、労働災害の発生を防止すること。

記

1 期間

平成28年11月1日から平成29年2月28日まで

2 各関係団体等の傘下会員事業場において実施する事項

(1) 安全衛生管理の強化

事業場における安全衛生管理は、企業経営の一環として、その適切かつ実効ある実施が確保される必要があるため、経営トップが安全衛生に関する基本方針を明確に示すとともに、自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者等による安全衛生管理が第一線の現場まで確実に行われるような安全衛生管理体制を確立すること。

経験豊富な管理者や熟練作業者の退職等により安全衛生管理の機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生教育・訓練の実施をすること及び安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置すること等により、安全衛生管理の機能の維持・強化を図ること。

(2) 建物・機械設備・用具等の使用に係る安全確保の徹底

労働災害を事故の型で見ると「転倒」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「動作の反動・無理な動作」型の占める割合は合計で約65%に上り、起因物で見ると「動力機械・運搬機械」「仮設物・建築物・構築物」「その他の装置等（用具を含む）」に起因するものの占める割合は合計で約75%に上る。

そのため、動力機械、作業床、通路、はしご、脚立、その他の用具等

について重点的に総点検を行い、安全確保上の問題が認められたものについては早急に修繕・改善等を行い、機械設備に係る危険部位への接触防止及びはさまれ・巻き込まれ対策、高所作業における墜落・転落防止対策、危険個所への立入禁止措置等について徹底すること。

別添「労働災害防止チェックリスト」または事業場において作成している同様のチェックシート等を活用の上、日々の作業開始前点検を確実に実施し、安全を確保した上で作業を行うこと。

(3) リスクアセスメント等の実施

災害防止対策を講じるに当たっては、先ず上記2の総点検や日常点検等により労働災害に係るリスクを洗い出し、災害発生の可能性及び発生した場合の重篤度の両面からリスクを見積もり、当該リスクの低減対策について十分に検討の上行うこと。また、一定の期間を定め、講じた対策の効果について検証を行うことにより、リスクの洗い出しから災害防止対策の効果に係る検証までの一連の取組（リスクアセスメント等）を実効あるものとする。

重篤災害の多くは「非定常作業」において発生しているが、特に運転中の機械設備にかかる非定常作業が多いため、機械設備に係る非定常作業について、重点的にリスクアセスメント等を実施し、安全な作業環境を整備すること。また、合わせて、非定常作業に係る作業手順書を作成の上、形骸化することのないよう周知徹底を図り、作業環境と合わせ必要に応じ、その見直しを行うこと。

(4) 安全衛生教育等の充実

被災労働者の経験年数を見ると、1年未満の割合は約25%（3か月未満は全体の約10%）を占めるなど、未熟練者における災害が多いが、10年以上の熟練者についても、その割合は約30%に上り、特に死亡災害においては約40%を占める等の状況にある。

そのため、職場における安全衛生対策や危険予知に関する教育等について、雇入れ時はもとより、その後も定期的かつ計画的に実施すること。

また、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性の低下を防止するため、事業者が講じた安全措置状況に係る必要性と効果について、労働者が認識しやすくなるようリスクの「見える化」を図り、事業場における安全意識の定着を図ること。

3. その他の労働災害防止対策

< 転倒災害防止対策 >

栃木労働局管内の労働災害で最も多いのは転倒災害であり、全体の約25%を占めることから、4S（整理、整頓、清潔、清掃）運動により、安全通路の確保を行うとともに、転倒の原因となる段差や障害物の排除に努め、開閉戸等出入り口の足元確認、不用意な小走りをなくすなどの安全意識の定着を図ること。

労働災害防止チェックリスト

- * 各項目で該当するものに✓を記してチェックしましょう
- * 問題があればすぐに対処しましょう！

毎日、作業前に点検！！

墜落・転落災害防止

項目	全て良好	一部不十分	不良	該当なし
作業床の端に手すりがありますか				
開口部のまわりに、囲い等がありますか				
安全な構造のはしごを使用していますか				
安全な構造の脚立を使用していますか				

はさまれ・巻き込まれ災害防止

項目	全て良好	一部不十分	不良	該当なし
回転軸、歯車、プーリー、ベルトなどに覆い、囲い等を設けていますか				
安全カバーは正規の位置に取り付けられていますか				
開閉するカバーにはリミットスイッチを設けていますか				
そうじ等を行う場合には、機械を完全に停止していますか				

転倒災害防止

項目	全て良好	一部不十分	不良	該当なし
「整理・整頓」がなされていますか				
安全な通路が確保されていますか				
作業面の段差にスロープがありますか				
作業面の電気ケーブル等にかバーを設けていますか				